

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 規則

ページ

- 北九州市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則【総務局総務部文書館】 3
- 北九州市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則【総務局総務部文書館】 4

### ◇ 告示

- 利用料金の額の承認【保健福祉局健康医療部地域医療課】 6

### ◇ 公告

- 特定調達契約の落札者の決定【技術監理局契約部契約課】 9
- 大規模小売店舗の変更事項の届出（3件）【産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課】 10

### ◇ 訓令

- 北九州市辞令式等の一部を改正する訓令【総務局人事部人事課】 16

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

工業標準化法の一部改正に伴い、関係規定を整備することにしました。  
この規則は、令和元年7月1日から施行することにしました。

### ◇北九州市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 工業標準化法の一部改正に伴い、関係規定を整備することにしました。
  - 2 個人情報ファイル簿の公表の方法について、インターネット等を利用する方法に改めることにしました。
- この規則は、1については令和元年7月1日から、2については同年6月26日から施行することにしました。

北九州市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 6 月 26 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 10 号

北九州市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市情報公開条例施行規則（平成 14 年北九州市規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項第 3 号ア中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第 1 号様式中「あて先」を「宛先」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第 2 号様式から第 9 号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第 10 号様式中「あて先」を「宛先」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第 11 号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第 12 号様式及び第 13 号様式中「あて先」を「宛先」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第 14 号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

付 則

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

北九州市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

令和元年 6 月 2 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 1 1 号

北九州市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市個人情報保護条例施行規則（平成 1 7 年北九州市規則第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項中「告示しなければ」を「インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければ」に改める。

第 1 6 条第 1 項第 3 号ア及び第 1 号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第 2 号様式を次のように改める。

第 2 号様式（第 3 条関係）

#### 個人情報ファイル届出書

第 号  
年 月 日

北九州市長 様

実施機関

北九州市個人情報保護条例に定める個人情報ファイルを

保有する  
変更する

ので、同条例第 1 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり届け出ます。

（日本産業規格 A 4）

第3号様式及び第4号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める

。

第5号様式及び第6号様式中「あて先」を「宛先」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第7号様式から第14号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第15号様式中「あて先」を「宛先」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第16号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第17号様式及び第18号様式中「あて先」を「宛先」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第19号様式から第24号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第25号様式中「あて先」を「宛先」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第26号様式から第30号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

#### 付 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。ただし、第5条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

北九州市告示第 65 号

北九州市立病院の利用料金等に関する条例（昭和 39 年北九州市条例第 24 号）第 2 条第 2 項第 2 号及び第 3 条第 1 項の規定により、令和元年 5 月 22 日から令和 11 年 3 月 31 日までの北九州市立門司病院における利用料金の額を承認したので、北九州市立病院の利用料金等に関する条例施行規則（平成 31 年北九州市規則第 18 号）第 2 条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 6 月 26 日

北九州市長 北 橋 健 治

項目		金額 (税抜)	金額 (税込)
セカンドオピニオン料（30分まで）		13,000円	14,040円
セカンドオピニオン料（30分を超えて60分まで）		20,000円	21,600円
面談料（30分まで）		5,000円	5,400円
お む つ 料	コンフォートパッド ノーマル	40円	43円
	コンフォートパッド スーパー	110円	118円
	フレックス ベルトタイプ プラス S	90円	97円
	フレックス ベルトタイプ プラス M	100円	108円
	フレックス ベルトタイプ プラス L	110円	118円
	フレックス ベルトタイプ マキシ S	130円	140円
	フレックス ベルトタイプ マキシ M	130円	140円
	フレックス ベルトタイプ マキシ L	150円	162円
	パンツ パンツタイプ プラス S	90円	97円
	パンツ パンツタイプ プラス M	100円	108円
	パンツ パンツタイプ プラス L	110円	118円

	フィックス パンツタイプ S		110円	118円
	フィックス パンツタイプ M		110円	118円
	フィックス パンツタイプ L		110円	118円
	デュオ 頻便対応パッド		30円	32円
	サブパッド		30円	32円
風しん抗体検査（市助成対象者）		H I 法	4,954円	5,350円
緊急風しん抗体検査（市助成対象者）	月～金曜日午前8時から午後6時までの間、又は土曜日午前8時から正午までの間に医療機関を受診して実施する場合	H I 法及びL T I 法	4,930円	5,324円
		E I A 法、E L F A 法、C L E I A 法及びF I A 法	6,320円	6,825円
	上記以外	H I 法及びL T I 法	5,430円	5,864円
		E I A 法、E L F A 法、C L E I A 法及びF I A 法	6,820円	7,365円
予防接種	麻しん（小児）		9,255円	9,995円
	麻しん（成人）		8,505円	9,185円
	風しん（小児）		6,145円	6,636円
	風しん（成人）		6,145円	6,636円
	麻しん風しん混合（小児）		10,175円	10,989円
	麻しん風しん混合（成人）		9,425円	10,179円
	三種混合（百・ジ・破）		5,485円	5,923円
	二種混合（ジ・破）（第1期）		5,375円	5,805円
	二種混合（ジ・破）（第2期）		4,625円	4,995円
	日本脳炎		6,575円	7,101円
	B C G		7,075円	7,641円
	B型肝炎ワクチン		6,465円	6,982円

水痘ワクチン		8,700円	9,396円
高齢者用肺炎球菌ワクチン		7,770円	8,391円
小児用肺炎球菌ワクチン（プレベナー）		11,400円	12,312円
ヒブワクチン		8,340円	9,007円
子宮頸がんワクチン		15,450円	16,686円
不活化ポリオワクチン		9,525円	10,287円
四種混合（ジ・百・破・ポ）		10,675円	11,529円
インフルエンザ	65歳以上の者	4,545円	4,908円
	3歳～65歳未満の者（1回につき）	4,723円	5,100円
	6ヶ月～3歳未満の者（1回につき）	3,982円	4,300円
おたふくかぜワクチン（6歳未満）		6,600円	7,128円
おたふくかぜワクチン（6歳以上）		5,900円	6,372円
ロタウイルスワクチン		14,953円	16,149円
狂犬病ワクチン		11,905円	12,857円
A型肝炎ワクチン		7,143円	7,714円
駐車場	患者等	—	1台につき3時間まで 50円（1時間まで無料）3時間を超える30分又はその端数ごとに50円
	その他の者	—	1台につき30分又はその端数ごとに50円（15分まで無料）

北九州市公告第107号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量  
コークス 2, 300トン
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市技術監理局契約部契約課  
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和元年6月14日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社三誠商会  
北九州市八幡東区西本町一丁目10番8号
- 5 落札金額  
1トン当たりの金額4万500円に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
令和元年5月13日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公告第108号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和元年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめマート曾根

北九州市小倉南区沼本町四丁目2番1号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ゆめマート北九州

北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

代表取締役 松本 淳

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

曾根サンパル

イ 変更後

ゆめマート曾根

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社丸和

北九州市小倉北区大手町10番10号

代表取締役 根石義浩

ほか1者

イ 変更後

株式会社ゆめマート北九州

北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

代表取締役 松本 淳

ほか4者

4 変更の年月日

平成31年3月1日

5 変更する理由

- (1) 地位の承継に伴い店舗名称を変更したため。
- (2) 営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和元年6月19日

7 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区域内1番1号  
北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課
- (2) 北九州市小倉南区若園五丁目1番2号  
北九州市小倉南区役所総務企画課

8 縦覧期間

この公告の日から令和元年10月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和元年10月22日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和元年10月25日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第109号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和元年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめマート門司

北九州市門司区柳町二丁目5番5号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ゆめマート北九州

北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

代表取締役 松本 淳

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

丸和門司店本館

イ 変更後

ゆめマート門司

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社ユアーズ

広島県安芸郡海田町南堀川町4番11号

代表取締役 根石紀雄

ほか10者

イ 変更後

株式会社ゆめマート北九州

北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

代表取締役 松本 淳

ほか13者

4 変更の年月日

平成31年3月1日

5 変更する理由

- (1) 地位の承継に伴い店舗名称を変更したため。
- (2) 営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和元年6月19日

7 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区域内1番1号  
北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課
- (2) 北九州市門司区清滝一丁目1番1号  
北九州市門司区役所総務企画課

8 縦覧期間

この公告の日から令和元年10月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和元年10月22日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和元年10月25日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第110号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和元年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ゆめマート門司新館  
北九州市門司区柳町二丁目8番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社ゆめマート北九州  
北九州市八幡西区中須一丁目1番7号  
代表取締役 松本 淳
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称
    - ア 変更前  
丸和門司店新館
    - イ 変更後  
ゆめマート門司新館
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
株式会社ユアーズ  
広島県安芸郡海田町南堀川町4番11号  
代表取締役 根石紀雄
    - イ 変更後  
株式会社しまむら  
さいたま市北区宮原町二丁目19番4号  
代表取締役 北島常好
- 4 変更の年月日  
平成31年3月1日

## 5 変更する理由

- (1) 地位の承継に伴い店舗名称を変更したため。
- (2) 営業政策上の理由による。

## 6 届出年月日

令和元年6月19日

## 7 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区域内1番1号  
北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課
- (2) 北九州市門司区清滝一丁目1番1号  
北九州市門司区役所総務企画課

## 8 縦覧期間

この公告の日から令和元年10月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和元年10月22日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

## 9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和元年10月25日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市訓令第 1 号

庁中一般

北九州市辞令式等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年 6 月 26 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市辞令式等の一部を改正する訓令

(北九州市辞令式の一部改正)

第 1 条 北九州市辞令式(昭和 38 年北九州市訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(北九州市職員出勤簿処理規程の一部改正)

第 2 条 北九州市職員出勤簿処理規程(昭和 38 年北九州市訓令第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 1 号様式から第 3 号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(北九州市職員当直規程の一部改正)

第 3 条 北九州市職員当直規程(昭和 38 年北九州市訓令第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 1 号様式及び第 2 号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(北九州市統計事務取扱規程の一部改正)

第 4 条 北九州市統計事務取扱規程(昭和 39 年北九州市訓令第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 号様式及び第 2 号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(北九州市市営林看守人服務規程の一部改正)

第 5 条 北九州市市営林看守人服務規程(昭和 40 年北九州市訓令第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 号様式及び第 2 号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(北九州市職員証に関する規程の一部改正)

第 6 条 北九州市職員証に関する規程(昭和 43 年北九州市訓令第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 2 号様式及び第 3 号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(人事記録カードの様式及び抄本等に関する規程の一部改正)

第7条 人事記録カードの様式及び抄本等に関する規程(昭和43年北九州市訓令第22号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(在籍専従許可の手續等に関する規程の一部改正)

第8条 在籍専従許可の手續等に関する規程(昭和44年北九州市訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第1号様式(その1)から第2号様式(その2)までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

付 則

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。